

改正後

和歌山県建設発生土管理基準

令和2年11月12日

和歌山県

県土整備部

改正前

和歌山県建設発生土管理基準

令和元年5月13日

和歌山県

県土整備部

(略)

附 則

この基準は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。(平成 21 年 4 月 1 日制定)

この基準は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。(平成 28 年 12 月 16 日一部改正)

この基準は、令和元年 7 月 1 日から施行する。(令和元年 5 月 13 日一部改正)

この基準は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。(令和 2 年 11 月 12 日一部改正)

(略)

(略)

附 則

この基準は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。(平成 21 年 4 月 1 日制定)

この基準は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。(平成 28 年 12 月 16 日一部改正)

この基準は、令和元年 7 月 1 日から施行する。(令和元年 5 月 13 日一部改正)

(略)

様式-3

土 壌 検 査 結 果 証 明 書

様

発 行 番 号
分 析 機 関 名
代 表 者
所 在 地
電 話 番 号
計 量 証 明 事 業 者 の 登 録 番 号
環 境 計 量 士

印

計 量 証 明 事 業 者 の 登 録 番 号
環 境 計 量 士

印

年 月 日 に 依 頼 の あ っ た 検 体 の 計 量 結 果 を 次 の と お り 証 明 し ます。 (検体区分・番号)

計量の対象	単位	測定値	定 量 下限値	基 準 値	測 定 方 法
カ ド ミ ウ ム	mg/l			0.003 以下	日本工業規格 K0102 55.2, 55.3 又は 55.4
全 シ ア ン	mg/l			不検出	日本工業規格 K0102 38(38.1.1 及び 38 の備考 11 の方法を除く。)又は 昭和 46 環 告 第 59 号 付 表 1
有 機 燐	mg/l			不検出	昭和 49 環 告 第 64 号 付 表 1
鉛	mg/l			0.01 以下	日本工業規格 K0102 54
六 価 ク ロ ム	mg/l			0.05 以下	日本工業規格 K0102 65.2
砒 素	mg/l			0.01 以下	日本工業規格 K0102 61
総 水 銀	mg/l			0.0005 以下	昭和 46 環 告 第 59 号 付 表 2
ア ル キ ル 水 銀	mg/l			不検出	昭和 46 環 告 第 59 号 付 表 3、昭和 49 環 告 第 64 号 付 表 3
P C B	mg/l			不検出	昭和 46 環 告 第 59 号 付 表 4
ジ ク ロ ロ メ タ ン	mg/l			0.02 以下	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2 又は 5.3.2
四 塩 化 炭 素	mg/l			0.002 以下	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は 5.5
ク ロ ロ エ チ レ ン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	mg/l			0.002 以下	平成 9 環 告 第 10 号 付 表
1, 2-ジ ク ロ ロ エ タ ン	mg/l			0.004 以下	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1 又は 5.3.2
1, 1-ジ ク ロ ロ エ チ レ ン	mg/l			0.1 以下	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2 又は 5.3.2
1, 2-ジ ク ロ ロ エ チ レ ン	mg/l			0.04 以下	シス体; 日本工業規格 K0125 5.1, 5.2 又は 5.3.2 トランス体; 日本工業規格 K0125 5.1, 5.2 又は 5.3.1
1, 1, 1-ト リ ク ロ ロ エ タ ン	mg/l			1 以下	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は 5.5
1, 1, 2-ト リ ク ロ ロ エ タ ン	mg/l			0.006 以下	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は 5.5
ト リ ク ロ ロ エ チ レ ン	mg/l			0.01 以下	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は 5.5
テ ト ラ ク ロ ロ エ チ レ ン	mg/l			0.01 以下	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は 5.5
1, 3-ジ ク ロ ロ プ ロ ベ ン	mg/l			0.002 以下	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2 又は 5.3.1
チ ウ ラ ム	mg/l			0.006 以下	昭和 46 環 告 第 59 号 付 表 5
シ マ ジ ン	mg/l			0.003 以下	昭和 46 環 告 第 59 号 付 表 6 第 1 又は 第 2
チ オ ベ ン カ ル ブ	mg/l			0.02 以下	昭和 46 環 告 第 59 号 付 表 6 第 1 又は 第 2
ベ ン ゼ ン	mg/l			0.01 以下	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2 又は 5.3.2
セ レ ン	mg/l			0.01 以下	日本工業規格 K0102 67.2, 67.3 又は 67.4
ふ つ 素	mg/l			0.8 以下	日本工業規格 K0102 34.1, 34.4, 34.1.1c) 及び 昭和 46 環 告 第 59 号 付 表 7
ほ う 素	mg/l			1 以下	日本工業規格 47.1, 47.3 又は 47.4
1, 4-ジ オ キ サ ン	mg/l			0.05 以下	昭和 46 環 告 第 59 号 付 表 8
検 体 の 性 状	形状			色	におい
備 考	発 生 場 所: 発 生 事 業 者 名: 工 事 名:				

様式-3

土 壌 検 査 結 果 証 明 書

様

発 行 番 号
分 析 機 関 名
代 表 者
所 在 地
電 話 番 号
計 量 証 明 事 業 者 の 登 録 番 号
環 境 計 量 士

印

計 量 証 明 事 業 者 の 登 録 番 号
環 境 計 量 士

印

年 月 日 に 依 頼 の あ っ た 検 体 の 計 量 結 果 を 次 の と お り 証 明 し ます。 (検体区分・番号)

計量の対象	単位	測定値	定 量 下限値	基 準 値	測 定 方 法
カ ド ミ ウ ム	mg/l			0.01 以下	日本工業規格 K0102 55
全 シ ア ン	mg/l			不検出	日本工業規格 K0102 38(38.1.1 及び 38 の備考 11 の方法を除く。)又は 昭和 46 環 告 第 59 号 付 表 1
有 機 燐	mg/l			不検出	昭和 49 環 告 第 64 号 付 表 1
鉛	mg/l			0.01 以下	日本工業規格 K0102 54
六 価 ク ロ ム	mg/l			0.05 以下	日本工業規格 K0102 65.2
砒 素	mg/l			0.01 以下	日本工業規格 K0102 61
総 水 銀	mg/l			0.0005 以下	昭和 46 環 告 第 59 号 付 表 2
ア ル キ ル 水 銀	mg/l			不検出	昭和 46 環 告 第 59 号 付 表 3、昭和 49 環 告 第 64 号 付 表 3
P C B	mg/l			不検出	昭和 46 環 告 第 59 号 付 表 4
ジ ク ロ ロ メ タ ン	mg/l			0.02 以下	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2 又は 5.3.2
四 塩 化 炭 素	mg/l			0.002 以下	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は 5.5
ク ロ ロ エ チ レ ン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	mg/l			0.002 以下	平成 9 環 告 第 10 号 付 表
1, 2-ジ ク ロ ロ エ タ ン	mg/l			0.004 以下	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1 又は 5.3.2
1, 1-ジ ク ロ ロ エ チ レ ン	mg/l			0.1 以下	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2 又は 5.3.2
1, 2-ジ ク ロ ロ エ チ レ ン	mg/l			0.04 以下	シス体; 日本工業規格 K0125 5.1, 5.2 又は 5.3.2 トランス体; 日本工業規格 K0125 5.1, 5.2 又は 5.3.1
1, 1, 1-ト リ ク ロ ロ エ タ ン	mg/l			1 以下	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は 5.5
1, 1, 2-ト リ ク ロ ロ エ タ ン	mg/l			0.006 以下	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は 5.5
ト リ ク ロ ロ エ チ レ ン	mg/l			0.03 以下	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は 5.5
テ ト ラ ク ロ ロ エ チ レ ン	mg/l			0.01 以下	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は 5.5
1, 3-ジ ク ロ ロ プ ロ ベ ン	mg/l			0.002 以下	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2 又は 5.3.1
チ ウ ラ ム	mg/l			0.006 以下	昭和 46 環 告 第 59 号 付 表 5
シ マ ジ ン	mg/l			0.003 以下	昭和 46 環 告 第 59 号 付 表 6 第 1 又は 第 2
チ オ ベ ン カ ル ブ	mg/l			0.02 以下	昭和 46 環 告 第 59 号 付 表 6 第 1 又は 第 2
ベ ン ゼ ン	mg/l			0.01 以下	日本工業規格 K0125 5.1, 5.2 又は 5.3.2
セ レ ン	mg/l			0.01 以下	日本工業規格 K0102 67.2, 67.3 又は 67.4
ふ つ 素	mg/l			0.8 以下	日本工業規格 K0102 34.1, 34.4, 34.1.1c) 及び 昭和 46 環 告 第 59 号 付 表 7
ほ う 素	mg/l			1 以下	日本工業規格 47.1, 47.3 又は 47.4
1, 4-ジ オ キ サ ン	mg/l			0.05 以下	昭和 46 環 告 第 59 号 付 表 8
検 体 の 性 状	形状			色	におい
備 考	発 生 場 所: 発 生 事 業 者 名: 工 事 名:				

別表 1

埋立て等に使用される土砂等の環境基準

項 目	基 準 値	測 定 方 法
カドミウム	検液 1%につき 0.003mg 以下	日本工業規格（以下「規格」という。）K0102 の 55.2、55.3 又は 55.4 に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格 K0102 の 38 に定める方法（規格 K0102 の 38.1.1 及び 38 の備考 11 に定める方法を除く。）又は昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 1 に掲げる方法
有機燐	検液中に検出されないこと。	昭和 49 年環境庁告示第 64 号付表 1 に掲げる方法又は規格 K0102 の 31.1 に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあっては、昭和 49 年環境庁告示第 64 号付表 2 に掲げる方法）
鉛	検液 1%につき 0.01mg 以下	規格 K0102 の 54 に定める方法
六価クロム	検液 1%につき 0.05mg 以下	規格 K0102 の 65.2（規格 K0102 の 65.2.7 を除く。）に定める方法（ただし、規格 K0102 の 65.2.6 に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合には、規格 K0170-7 の 7a）又は b）に定める操作を行うものとする。）
砒素	検液 1%につき 0.01mg 以下	検液中濃度に係るものにおいては、規格 K0102 の 61 に定める方法
総水銀	検液 1%につき 0.0005mg 以下	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 2 に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 3 及び昭和 49 年環境庁告示第 64 号付表 3 に掲げる方法
P C B	検液中に検出されないこと。	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 4 に掲げる方法
ジクロロメタン	検液 1%につき 0.02mg 以下	規格 K0125 の 5.1.5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	検液 1%につき 0.002mg 以下	規格 K0125 の 5.1.5.2.5.3.1.5.4.1 又は 5.5 に定める方法
クロエチレン （別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1%につき 0.002mg 以下	平成 9 年環境庁告示第 10 号付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	検液 1%につき 0.004mg 以下	規格 K0125 の 5.1.5.2.5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	検液 1%につき 0.1mg 以下	規格 K0125 の 5.1.5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	検液 1%につき 0.04mg 以下	シス体においては規格 K0125 の 5.1.5.2 又は 5.3.2 に定める方法、トランス体においては規格 K0125 の 5.1.5.2 又は 5.3.1 に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1%につき 1mg 以下	規格 K0125 の 5.1.5.2.5.3.1.5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1%につき 0.006mg 以下	規格 K0125 の 5.1.5.2.5.3.1.5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	検液 1%につき 0.01mg 以下	規格 K0125 の 5.1.5.2.5.3.1.5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	検液 1%につき 0.01mg 以下	規格 K0125 の 5.1.5.2.5.3.1.5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	検液 1%につき 0.002mg 以下	規格 K0125 の 5.1.5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	検液 1%につき 0.006mg 以下	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 5 に掲げる方法
シマジン	検液 1%につき 0.003mg 以下	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	検液 1%につき 0.02mg 以下	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	検液 1%につき 0.01mg 以下	規格 K0125 の 5.1.5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	検液 1%につき 0.01mg 以下	規格 K0102 の 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法
ふっ素	検液 1%につき 0.8mg 以下	規格 K0102 の 34.1（規格 K0102 の 34 の備考 1 を除く。）若しくは 34.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合には、蒸留試薬溶液として、水約 200 ミリリットルに硫酸 10 ミリリットル、リン酸 60 ミリリットル及び塩化ナトリウム 10 グラムを溶かした溶液とグリセリン 250 ミリリットルを混合し、水を加えて、1,000 ミリリットルとしたものを用い、規格 K0170-6 の 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法又は規格 K0102 の 34.1.c）（注（2）第 3 文及び規格 K0102 の 34 の備考 1 を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合においては、これを省略することができる。）及び昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 7 に掲げる方法
ほう素	検液 1%につき 1mg 以下	規格 K0102 の 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法
1,4-ジオキサン	検液 1%につき 0.05mg 以下	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 8 に掲げる方法

別表 1

埋立て等に使用される土砂等の環境基準

項 目	基 準 値	測 定 方 法
カドミウム	検液 1%につき 0.01mg 以下	日本工業規格（以下「規格」という。）K0102 の 55 に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格 K0102 の 38 に定める方法（規格 K0102 の 38.1.1 及び 38 の備考 11 に定める方法を除く。）又は昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 1 に掲げる方法
有機燐	検液中に検出されないこと。	昭和 49 年環境庁告示第 64 号付表 1 に掲げる方法又は規格 K0102 の 31.1 に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあっては、昭和 49 年環境庁告示第 64 号付表 2 に掲げる方法）
鉛	検液 1%につき 0.01mg 以下	規格 K0102 の 54 に定める方法
六価クロム	検液 1%につき 0.05mg 以下	規格 K0102 の 65.2（規格 K0102 の 65.2.7 を除く。）に定める方法（ただし、規格 K0102 の 65.2.6 に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合には、規格 K0170-7 の 7a）又は b）に定める操作を行うものとする。）
砒素	検液 1%につき 0.01mg 以下	検液中濃度に係るものにおいては、規格 K0102 の 61 に定める方法
総水銀	検液 1%につき 0.0005mg 以下	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 2 に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 3 及び昭和 49 年環境庁告示第 64 号付表 3 に掲げる方法
P C B	検液中に検出されないこと。	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 4 に掲げる方法
ジクロロメタン	検液 1%につき 0.02mg 以下	規格 K0125 の 5.1.5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	検液 1%につき 0.002mg 以下	規格 K0125 の 5.1.5.2.5.3.1.5.4.1 又は 5.5 に定める方法
クロエチレン （別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1%につき 0.002mg 以下	平成 9 年環境庁告示第 10 号付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	検液 1%につき 0.004mg 以下	規格 K0125 の 5.1.5.2.5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	検液 1%につき 0.1mg 以下	規格 K0125 の 5.1.5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	検液 1%につき 0.04mg 以下	シス体においては規格 K0125 の 5.1.5.2 又は 5.3.2 に定める方法、トランス体においては規格 K0125 の 5.1.5.2 又は 5.3.1 に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1%につき 1mg 以下	規格 K0125 の 5.1.5.2.5.3.1.5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1%につき 0.006mg 以下	規格 K0125 の 5.1.5.2.5.3.1.5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	検液 1%につき 0.03mg 以下	規格 K0125 の 5.1.5.2.5.3.1.5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	検液 1%につき 0.01mg 以下	規格 K0125 の 5.1.5.2.5.3.1.5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	検液 1%につき 0.002mg 以下	規格 K0125 の 5.1.5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	検液 1%につき 0.006mg 以下	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 5 に掲げる方法
シマジン	検液 1%につき 0.003mg 以下	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	検液 1%につき 0.02mg 以下	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	検液 1%につき 0.01mg 以下	規格 K0125 の 5.1.5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	検液 1%につき 0.01mg 以下	規格 K0102 の 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法
ふっ素	検液 1%につき 0.8mg 以下	規格 K0102 の 34.1（規格 K0102 の 34 の備考 1 を除く。）若しくは 34.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合には、蒸留試薬溶液として、水約 200 ミリリットルに硫酸 10 ミリリットル、リン酸 60 ミリリットル及び塩化ナトリウム 10 グラムを溶かした溶液とグリセリン 250 ミリリットルを混合し、水を加えて、1,000 ミリリットルとしたものを用い、規格 K0170-6 の 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法又は規格 K0102 の 34.1.c）（注（2）第 3 文及び規格 K0102 の 34 の備考 1 を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合においては、これを省略することができる。）及び昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 7 に掲げる方法
ほう素	検液 1%につき 1mg 以下	規格 K0102 の 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法
1,4-ジオキサン	検液 1%につき 0.05mg 以下	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 8 に掲げる方法